

て定められたかを明らかにし、卷首には別の斷例が示されてある。現行本の「使臣」以下の子目は大典本の十枚右六行以下に記され、大體に於て兩者相一致して居るが、然もその間互に出入の存することは一々それを對比すれば明らかである。

體裁及び内容の相違はほゞこゝに述べた所で領會せられることと思ふが、前にいうた錯簡や訛奪については如何であるか、これについても一二の例を擧げて現行本に對する批評を試みねばならぬ。この點について現行本の有する瑕瑾は甚だ多く、然もこれが單一の刻本であることは研究者にとりて迷惑至極のことである。

錯簡の甚だしき例として擧げるべきは現行元典章兵部卷之三、典章三十六、驛站門、使臣目の下に「禁使臣打站官」の子目があつて(典章三十六、十二枚右)

至元二十七年行尙書省劄付准尙書處提點官每月赴站點觀母令短少亦不致馬匹瘦弱缺乏

と見えるが、これは如何にしても解釋し得られぬ文句であり、假りに意を加へて解釋しても到底子目の意に添はない文句である。然るにこゝに影印した永樂大典本站赤九に載せられてある元典章のこれに相當する箇處(十二枚左より十三枚右)を見ると、「處提點官」以下は悉く錯簡で、これは十枚左六行目「省咨」以下九行の文句と入れ換へらるべきであることが知れる。また十一枚右の末行「施行」以下の七行も同様に錯簡で、これは十二枚左十行目「詔赦」以下の九行と入れ換へるべきである。また雜例目の下、「蹉打船隻」の子目に屬する記事の末(五十四枚より五十七枚右)に九箇の條項を掲げて、文書の轉遞に關する規定を載せ、更にそれに續いて「整點急近(遞之誤)鋪舍」の子目の下に、十一行に互る記事がある。これは永樂大典本の元典章には載せてゐない目であるから比較の方法はないが、然もその内容か